

花と緑で旭を元気にするプロジェクト協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、花と緑で旭を元気にするプロジェクト協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、千葉県旭市飯岡2138番地3に置く。

(目的)

第3条 協議会は、東日本大震災で甚大な被害を受けた旭市飯岡地区において行う「花と緑」をテーマとした活動を通じ、地域住民の元気と、安心・安全で、人々が集うまちづくりに資することと、津波等の大震災を後世に継承することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)津波被害等で空き地となっている場所を中心にガーデンを造成し、地域住民の憩いの場を提供し、人々が集うまちづくりに資する活動をする事。
- (2)津波発生時の状況、被災後の対応等について語り継ぐとともに、3月11日に花と緑を活用した式典を行うこと。
- (3)観光遊歩道の清掃、植栽等を行うとともに、銚子古道に関する調査研修を行うこと。
- (4)前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

2 協議会は、前項各号に規定する事業の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

(協議会の会員等)

第5条 協議会は、第3条に掲げる目的に賛同し、前条第1項各号に掲げる事業を実施する会員をもって構成する。

2 前項に掲げる会員のほか、特定の行事等に賛意をもって参加する市民、ボランティア、組織団体等を「サポーター」と称し、協議会の活動への協力を受け入れるものとする。

(協議会の役員)

第6条 協議会に、前項第1項に規定する会員の互選により、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 2人
- (3)会計 1人
- (4)監査 2人
- (5)顧問 1人
- (6)部会長 1人
- (7)アドバイザー 1人

2 前項各号に掲げる役員は、相互に兼ねることはできない。

3 会長は、協議会の運営上必要と認めるときは、役員会において協議し、第1項各号に掲げる役員のほか、適宜、アドバイザー等の役員を指名することができる。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 会計は、協議会の会計に関する職務を行う。

4 監査は、会の業務および財産の状況を監査する。

5 顧問は、会長の求めに応じ、協議会の会議において意見を具申することが出来る。

(総会)

第 8 条 協議会は、各事業年度ごとに総会を開催するものとする。

2 総会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 前年度の決算に関する事項
- (2) 新年度の予算に関する事項
- (3) この規約の改廃に関する事項
- (4) 第 6 条第 1 項各号に掲げる役員の選出に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

3 総会は、会長が招集し、その議長となる。

4 会長は、必要と認めるときは、第 1 項に規定する総会のほか、臨時に総会を招集す

ることができる。

(役員会)

第 9 条 協議会の運営に資するため、協議会に役員で構成する役員会を置く。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第 10 条 第 4 条第 1 項各号に掲げる事業の効果的な実施のため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会に、部会長 1 人を置く。

3 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その座長となる。

(その他)

第 11 条 この規約に定めのない事項は、その都度役員会において決定する。

附則

この規約は、協議会の総会における議決の日から施工する。平成 25 年 8 月 18 日

附則

この規約は、協議会の総会における議決の日から施工する。平成 26 年 4 月 24 日

附則

この規約は、協議会の総会における議決の日から施工する。平成 27 年 5 月 14 日

附則

この規約は、協議会の総会における議決の日から施工する。平成 28 年 5 月 26 日